

別表（第2条関係）

補助事業名	賃料補助						
補助事業の目的	企業が県内に立地する際のオフィスビル等への入居に係る賃料負担を軽減することで、産業立地を促進し、産業の活性化、及び新たな雇用の創出を実現する。						
補助事業の対象となる者	<p>産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）第2条で定める立地促進事業（当該事業の実施にあたり、下表に定める人数以上の新規従業員（立地促進事業確認を受けた日から建物入居に係る操業開始日から起算して6ヵ月以内に、補助事業の対象となる者が県内において立地促進事業を行うために新たに雇用する者、若しくは当該事業者が県外で操業する施設から異動してきた者であって、雇用保険の一般被保険者資格を取得している直接雇用者）を雇用するものに限る。）を行う者</p> <p>ただし、県内の中核施設*に入居し、重点立地促進事業を行う場合（多自然地域以外の中核施設に入居する場合は中小企業に限る。）は、補助金の交付にあたり新規従業員の雇用は不要とする</p> <table border="1" data-bbox="472 913 807 1077"> <tr> <td>対 象</td> <td>新規従業員</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>5人以上</td> </tr> </table> <p>なお、立地促進事業が交付申請者の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、交付申請時において当該統廃合に係る全ての県内の事業所に従業する新規従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての県内の事業所に従業する新規従業員の総数に「補助事業の対象となる者」欄に掲げる表に掲げる人数を加えた数以上でなければならないものとする。</p> <p>※「中核施設」とは、原則として企業等の試験研究施設、展示施設又は事務所等に使用することを目的として建設された建物のうち、次のいずれかに該当するものとして、知事の認定を受けた施設をいう。 ア 産学集積群（クラスター）の形成の促進に寄与する産業の集積に資する研究支援施設 イ 地域産業の高度化や雇用の創出に寄与する産業の集積に資する施設（500㎡以上の賃貸用床面積を有するものに限る。）</p>	対 象	新規従業員	大企業	10人以上	中小企業	5人以上
対 象	新規従業員						
大企業	10人以上						
中小企業	5人以上						
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業者が負担するオフィスビル等の建物の賃借料</p> <p>なお、賃料が日割り等により計算されている月については対象とせず、1ヶ月の賃料支払額が月額で定められた賃料である場合に対象とする（月途中に入居施設を移転し、移転した月の賃料が日割り等により計算されている場合も同様の取扱いとする）。</p> <p>また、月途中に入居施設を移転し、移転前に入居施設と移転後に入居施設について、月額で定められた賃料を重複して支払う場合、移転後に入居施設の賃料のみを補助の対象とする。</p>						

補助率	<p>補助対象経費の1/4以内で、入居建物が所在する市町と同額を補助する。</p> <p>ただし、各年度における、入居建物が所在する市町と県の補助月数が異なる時は、当該市町の各年度の交付決定額の月額単価（各年度の市町の交付決定額÷市町補助月数。円未満切捨。）に当該年度の県補助月数をかけて得られる金額を補助する。</p> <p>また、市町から交付された補助金の返還を行う事業者に対しては、県の補助金についても同額の返還を求めることができる。</p>
補助金の額	<p>予算の範囲内で認めた額。</p> <p>1 補助事業者あたり、月額 750 円/m²、100 万円/年度を限度とする。</p> <p>なお、年度の途中に入居した場合及び年度の途中で補助期間が満了する場合の限度額は、補助限度年額×補助対象月数/12（円未満切捨）とする。</p> <p>※年度：4月1日から翌年3月31日</p>
補助期間	<p>補助金の交付を開始した日から36ヶ月を限度とする。</p> <p>なお、月の途中で入居した場合は翌月からを補助期間とし、36ヶ月に満たず月の途中で退去した場合はその前月までを補助期間とする。</p> <p>また、他の施設に移転した場合で、引き続き補助事業の対象になると認められる場合は、補助期間を通算することとする。</p>
適用除外する条項	第13、14条
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請等の書類は全て日本語で作成すること。 ・補助申請に係る書類の提出にあたっては、入居建物が所在する市町の本制度所管課を経由すること。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居施設概要説明書（別記1） ・賃貸借契約書（写） ・新規従業員名簿（別記2）※ ・新規従業員に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）※ <p style="text-align: right;">※初年度の交付申請に限り要添付。</p> <p>(指定期日)</p> <p><u>i</u> 初年度 補助対象施設の操業開始の日から6ヵ月後 又は入居建物が所在する市町が実施する賃料補助金交付申請期限 のいずれか早い日</p> <p><u>ii</u> 2年度目以降 各年度の事業開始日から2週間以内</p>
第6条第1項	<p>(指定期日) 賃貸借契約の変更等があった日から2週間以内</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居施設概要説明書（別記1） <p>※変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容をその下段に記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約の変更等があったことが分かる書類（変更契約書（写）等） <p>(軽微な経費配分の変更) _____</p> <p>(軽微な事業内容の変更) _____</p>
第9条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃料支払いを証明する書類（賃貸人が発行するもの）（写） ・入居建物が所在する市町が発行する、県と共同実施する賃料補助に係る補助金交付決定通知書（写） <p>(指定期日) 補助対象期間終了の日から2週間後 又は各年度の3月31日のいずれか早い日</p>